

(案)

## 平成 30 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

### 1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するため寄付（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）を行うことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

### 2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、別添の審査基準を参考としてください。

### 3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わる消耗品などの直接的な経費。
- ・団体等の運営に係る人件費、備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは不可。

### 4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

### 5 予算及び採択団体または個人

- ・平成 30 年度予算総額 300 万円
- ・5~10 団体への助成を予定（1 団体あたり 100 万円を上限とする）
- ・平成 30 年度予算総額から採択団体に分配

### 6 事業実施期間

決定の日から1年間

## 7. 応募方法

### (1) 提出書類

#### ① 必須書類

- ・助成申請書（第1号様式）
- ・事業計画書（様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算（収入）に関する事など）
- ・団体の概要が分かる資料（様式は任意）

#### ② 任意書類

- 定款（会則等）の写し
- 活動実績（事業報告書や特徴的な活動の実績報告書）
- その他（事業計画書の補足など）

### (2) 問い合わせ及び提出先

〒901-2111 沖縄県浦添市経塚 720

一般財団法人沖縄県環境科学センター環境科学部（山川）

Mail : [coralreef@okikanka.or.jp](mailto:coralreef@okikanka.or.jp) TEL : 098-875-5208

### (3) 提出方法

- ・応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・E-Mailによりファイルを添付（ファイルの形式はpdfファイルに限る）

### (4) 提出期限

平成30年8月17日必着

## 8. 提案事業の決定について

### (1) 選考方法

- ・書類審査
- ・審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

### (2) 審査基準

- ・協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容（事業の必要性、保全効果、波及効果、安全性、遵法性）と、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

## 9. その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。
- (2) 安全管理について十分に検討し、事業計画書を作成すること。特に、潜水をともなう活動は、AED、酸素キットの準備を行うこと。活動主体となる団体がこれらの備品を持っていない場合は、借用などを検討すること。

## サンゴ移植活動審査基準

1. サンゴ移植の目的が明確であり、単なる集客目的のイベントになっていないこと。
2. 移植に用いるサンゴは、当該地域の関係法令規則に基づいて採捕され由来のはっきりしたものを使っている。
  - a. 試験研究の場合は特別採捕許可を受けている。
  - b. サンゴ移植活動の場合は、正規の手続きに従い採捕・養殖された種苗を用いている。
3. サンゴ礁生態系の遺伝的攪乱に配慮している。
  - a. 海外産のサンゴでない。
  - b. 移植先の海域からできるだけ近い海域のサンゴを使用している。
4. 地域の漁業協同組合などと調整し、理解を得ている。
5. 以下の項目などを考慮して移植場所を選定している。
  - a. サンゴ幼生の自然加入が少ない。
  - b. 赤土や過剰な栄養塩などの影響が少ない。
  - c. 移植するサンゴが元々生息していた環境と似た環境（水深，流れ，波当たり等）。
  - d. 高水温になりにくい環境（流れ，水深など）。
  - e. 移植時点で周囲にオニヒトデが少ない。
  - f. 移植したサンゴが，将来，幼生の供給源となる可能性がある。
  - g. 移植先の元の環境に配慮している。
6. 移植後のモニタリング（生存率や成長など）が計画されている。
7. 移植後の管理計画（海藻類の除去，オニヒトデ・魚類等の食害生物対策など）が組まれている。
8. サンゴ礁保全の普及啓発・広報（活動の経過・結果・成果など）が含まれている。

なお、より詳細な情報につきましては、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」を参考にしてください。  
< <http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/contents/attach/19664/manual.pdf> >

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領（案）

事業名：「平成30年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

### 1. 審査員について

- (1) サンゴ礁保全活動助成事業審査会（以下「審査会」）の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査会長及び審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査会長及び審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査会長及び審査員は評価に加わらない。

### 2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

### 3. 審査の手順

- (1) 審査の手順は以下の①～⑤の手順で行う。

- ① 申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査員へ送付する。
- ② 審査は減点方式にて行う。審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、審査項目別に評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
- ③ 審査の際、申請内容について確認が必要な場合は、事務局を通して申請者へ問い合わせる事ができるものとする。
- ④ 事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
- ⑤ 審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
- ⑥ 審査については以下のとおり行うこととする。
  - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
  - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
  - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。
  - エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。
  - オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

#### 4. 審査項目

(1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。

(2) 評価項目および各評価項目の配点は次の通りとし、総得点を50点とする。

①事業の必要性	10点
②事業の保全効果	10点
③事業の波及効果	7点
④計画の妥当性	5点
⑤経費の妥当性	8点
⑥事業の安全性	5点
⑦事業の遵法性	5点

(3) 審査員は総得点50点から、申請書に減点対象となる内容があれば、対応する評価項目の配点内（最低得点は0点）で減点していく。減点する場合は、下記の基準で判断すること。

①評価項目に、減点対象となる内容があれば、その対象毎に減点する。

②判断の基準は、減点対象の内容が「良くない」と判断される場合は-1点、「非常に良くない」判断される場合は-2点とする。

③いずれかの評価項目において、審査員の過半数以上が0点の評価をした場合、当該申請は不採択とする。

#### 6. 助成対象の決定について

(1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。

(2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

## 平成 29 年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」実施要領

### 1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大することを目的とします。

### 2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

### 3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

### 4. 事業実施

- (1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第 2 号様式）が届いてから開始すること。
- (2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。
- (3) 助成金が採択された活動団体は、助成審査結果通知書にある採択金額を請求書（第 9 号様式）にて請求することができる。
- (4) 講師派遣や活動の魅力アップ、研究相談などの支援を必要とする場合は、活動支援申請書（第 3 号様式）を提出すること。
- (5) 活動内容を大幅に変更する場合は、活動変更承認申請書（第 4 号様式）を提出し、前もって協議会の承認を受けること。
- (6) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

### 5. 実績報告等

- (1) 活動終了時には、速やかに実績報告書（第 6 号様式）を提出すること。
- (2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。
- (3) 上記の提出期日は、事業終了後 2 ヶ月以内。
- (4) 実績報告書は協議会のホームページや出版物等で公開する。
- (5) 助成を受けた団体については、助成をうけた年度の直近に行われるサンゴ礁保全推進協議会主催の以下の 3 つのイベントのいずれかに参加すること。
  - ・「サンゴ礁ウィーク」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。
  - ・「私のサンゴ礁展」に活動団体に所属する幼児、小学生、中学生、高校生の絵または写真を提出する。

・「交流会」に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。  
なお、サンゴ礁ウィークか協議会交流会で発表する場合は旅費を支給する。ポスター発表の場合は責任者1名、口頭発表の場合は引率1名と発表者2名の旅費を支給する。県外及び離島からの参加は10件中5件程度とし、先着順とする。ただし、予算に余裕がある場合はこの限りではない。

#### 6. 助成金の確定

活動報告書（第6号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により助成対象者に通知します。

#### 7. 助成金の交付

助成が確定した段階で、助成額を支払います。

## 平成 29 年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」募集要領

### 1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するための寄付をいただいているところですが、平成 29 年度より新たな寄付（アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）をいただくことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、サンゴ礁保全のために活用していきます。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大すること」を目的とした助成事業を実施します。

### 2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、サンゴやサンゴ礁の保全・普及に関する活動や調査・研究活動です。

例) 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒のサンゴに関する自由研究、海岸清掃などの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する野外実習など、保全に関することなど。

### 3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わる消耗品などの直接的な経費
- ・団体等の運営に係る人件費、備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは不可。

### 4 応募資格

- (1) 協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団ではないとともに、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 幼児、小学生、中学生、高校生のいずれかが参加を予定する活動であること。
- (8) 活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブ・同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA 等の教育・保全・研究活動団体であること。
- (9) 活動団体には必ず成人の活動責任者を含むものとし、その責任者は活動団体メンバーが所属する前号の団体に所属することを原則とすること。



## 5 支援内容

### (1) 助成金の給付

- ・ 1 活動団体あたり上限 5 万円  
(ただし、使途・日付入りの領収書の写しの提出が必要、余剰は返金すること。)
- ・ 10 団体程度への助成を予定。

### (2) 活動に関する相談、研究支援

- ①講師派遣：一つの活動団体に一回限り、協議会から講師を派遣して出前授業を行うことができる。
- ②活動の魅力アップ：すでに出ている幾つかのサンゴに関する環境学習の教材を紹介（「サンゴのはなし」「1,2,サンゴ」など）
- ③研究相談：研究等が行き詰まったときに、専門家に相談できる。(随時)

## 6 事業実施期間

助成決定の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

#### ①必須書類

- ・ 申請書（第 1 号様式）
- ・ 団体の概要が分かる資料（様式は任意）

### (2) 問い合わせ及び提出先

〒901-0125 沖縄県那覇市小禄 390-102

一般社団法人キュリオス沖縄 担当：仲栄真礁

Mail: coralreef@okikanka.or.jp TEL: 080-9851-8835

### (3) 提出方法

- ・ 応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・ E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）

### (4) 提出期限

平成 29 年 8 月 20 日必着

## 8 提案事業の決定について

### (1) 選考方法

- ・ 書類審査
- ・ 審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

### (2) 審査基準

- ・ 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容かどうかや、活動計画と費用の妥当性、これまでの活

動実績などを総合的に審査します。

9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。
- (2) 安全管理について十分に検討し、活動計画書を作成すること。

